

## ★ 用途制限表（用途地域・特定用途制限地域）

	用途地域			特定用途制限地域			備 考	
	(ろ) 第二種低層住居専用地域※	(へ) 第二種住居地域※	(り) 近隣商業地域※	自然保全地区 (二中高並み)	農住共生地区 (準工並み)	産業業務地区 (工業並み)		
①、②、③、④、▲、■：面積、階数等の制限あり								
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり。	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	①	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	○	○	③	○		
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	○	○	×	○		
事務所等	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	×	×	○	×	×	▲ 2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	×	○	○	▲	○		
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	○	○	▲	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	○	○	▲	○		
事務所等	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	○	○	▲	○		
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	○	○	×	○		
ホテル、旅館	×	○	○	×	○	×		
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	○	○	×	○	▲ 10,000 ㎡以下 ▲ 10,000 ㎡以下 ① 客席200 ㎡未満 ② 10,000 ㎡以下 ▲ 個室付浴場等を除く。	
	カラオケボックス等	×	▲	○	×	▲		
	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	×	▲	○	×	▲		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	○	①	②		
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ等、個室付浴場等	×	×	×	×	▲		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○		
	病院	×	○	○	○	×		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	○	○	○	○		
	自動車教習所	×	○	○	×	○		
工場・倉庫等	×	▲	○	▲	○	○		
単独車庫(附属車庫を除く)	×	○	○	○	○	○		
建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	③	○	②	○	○	▲ 300 ㎡以下 2階以下	
倉庫業倉庫	×	×	○	×	○	○	① 600 ㎡以下 1階以下 ② 3,000 ㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
自家用倉庫	×	○	○	①	○	○	① 2階以下かつ1,500 ㎡以下 ② 3,000 ㎡以下	
畜舎(15㎡を超えるもの)	×	○	○	×	○	○		
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の面積が50㎡以下	▲	○	○	▲	○	○	原動機の制限あり。▲ 2階以下	
危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場	×	①	②	×	○	○	原動機・作業内容の制限あり。作業場の床面積① 50 ㎡以下 ② 150 ㎡以下	
危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場	×	×	②	×	○	○		
危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場	×	×	×	×	○	○	原動機の制限あり。作業場の床面積① 50 ㎡以下 ② 150 ㎡以下 ③ 300 ㎡以下	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×	×	○		
自動車修理工場	×	①	③	×	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	○	○	①	○	○	① 1,500 ㎡以下 2階以下 ② 3,000 ㎡以下
	量が少ない施設	×	×	○	×	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要			都市計画区域内においては都市計画決定が必要				

注) 本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。